

「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」 ヒアリングにおける意見

和歌山県公益認定等審議会
会長 波床 昌則

地方の実態を踏まえた ガバナンスの強化のあり方について

地方の実態を踏まえたガバナンス強化のあり方

1. 小規模で人的・資金的に余裕のない法人への目配りが必要
2. 一定規模以上の法人は既に複数の所轄庁から監督
3. ガバナンス確保に係る公益認定等審議会の役割
4. 制度見直しに係る提言

地方の実態を踏まえたガバナンスの強化①

■ 小規模な法人の実情について

- **常勤役員・職員が不在で、人的資源に余裕がない**
※役員は、設立者の関係者・地域の名士・公務員・会計士等が多い
- **資産の運用益や関係者からの寄附金を原資に公益目的事業のみを実施**
→ **人的・資金的に余裕がない状態で、地域の公益活動を担っている**

■ 年間公益目的事業費が1千万円未満の18財団法人のうち、給付型奨学金事業を行う6法人の平均値

役職員	平均(うち常勤)	財務	平均(百万円)
評議員	7(-)	資産	137
理事	6(0)	負債	0
監事	2(0)	公益目的事業費	4
職員	1(0)	公益目的事業比率	91.5%

地方の実態を踏まえたガバナンスの強化②

■一定規模以上の法人の実情について

- 地方公共団体から財政的援助等を受けている法人が多く、法人ごとに会計検査・補助金検査や所管課の監査等を受けている
(例) 国：会計検査、県：財政的援助団体監査・補助金検査
→一定規模以上の法人は既に複数の所轄庁から監督を受けている

(参考)社会福祉法人の基準を適用した場合

- 外部監査が義務づけられる基準（収益10億円以上又は負債20億円以上）に該当する法人は下記の4法人
- 地方公共団体からの補助金・委託金が収入の大半(7～9割)を占める法人（3）
- 公益目的事業として病院を運営し地域医療を担っている法人(1)
※うち2法人は既に会計監査人を設置

地方の実態を踏まえたガバナンスの強化③

■ ガバナンス確保に係る審議会の役割

- 法人運営に問題がある場合、**法人の自律的な取り組みを確認・助言指導**
- 再検査により再発防止策の取り組み状況等、**是正状況を確認**

→法人に**国民目線の意見**をもたらすことについて**審議会が一定の役割を担っている**

【典型的な監督事例】 立入検査時に不適切な財産管理が判明したケース

- 立入検査時に会計帳簿と預金残高が不一致であったことから、経理担当者が不正に法人の財産を私的流用していたことが判明した
- 審議会から、①定時社員総会で事実を報告し、運営上の是正措置、役員の責任、再発防止策等について**報告要求**を行った
- 代表理事・業務執行理事・監事らが経理担当者の事務を十分確認していなかったことが財産の私的流用が発生した背景にあつたため、財産管理や残高確認を複数人で定期的に行うなど、役員が財産管理の状況を定期的を確認する体制を敷く旨の説明があり、**再検査により是正を確認**した。

地方の実態を踏まえたガバナンスの強化④

■ 制度見直しに係る提言

- **地方における公益法人の規模や性質等の実情に即した形でガバナンスが強化される制度にしていただきたい**
- **小規模な法人の事業の規模や内容に比して適切な監督基準になっているか。**
→常勤役職員が不在の小規模法人に独立役員制度等を導入する場合、役員の確保及び法令遵守等に係るコストが過大になっていないか。事業内容がシンプルな法人は立入検査等で一定のチェックが働いていると考えられないか。
- **外部監査を受けるべき法人の姿について、検討を深める必要はないか。**
→財政規模が一定以上の公益法人に外部監査を義務づけた場合、地方では地方公共団体から財政的援助等を受ける団体が大宗を占める。このような法人は公益法人としての立入検査以外にも定期的に監査を受けていることが多く、本来対象とすべき法人について検討が必要と考える。
- **監事や独立役員等に係る義務づけが強化されることで、法人運営が困難になることはないか。**
→地方では既に会計分野の専門家が複数の公益法人の監事に就くことで、定時総会・評議員会等の日程調整に苦慮している様子が見受けられ、この状況に拍車がかかることが予想される。

「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」 ヒアリングにおける意見

(参考資料)

和歌山県における 公益法人制度の概況について

※資料に記載のデータは、特段の断りがない場合、平成30年12月1日時点のデータとして和歌山県が把握しているもの

和歌山県における公益法人制度の概況①

①公益法人数

	社団	財団	合計
内閣府所管	808	1,677	2,485
都道府県所管	3,361	3,715	7,076
うち和歌山県所管	44	50	94
合計	4,169	5,392	9,562

- 内閣府所管法人より社団の占める割合がやや高い
- 平成21年からの新規認定は4件^(※)であり、法人数はほぼ横ばいの状況が続いている^(※令和2年6月現在)

和歌山県における公益法人制度の概況②

②公益目的事業費用別の法人数

		法人数	合計額 (百万円)	平均値 (百万円)	中央値 (百万円)	1千万円～	1千万円～ 5千万円	5千万円～ 1億円	1億円～ 5億円	5億円～ 10億円	10億円～
内閣府	社団	801	609,203	761	79	71	227	146	257	50	50
	財団	1,643	1,293,357	787	82	186	442	270	467	118	160
	計	2,444	1,902,560	778	82	257	669	416	724	168	210
都道府県	社団	3,336	810,019	243	72	518	958	396	1,123	211	130
	財団	3,677	1,962,228	534	62	710	1,010	396	841	298	422
	計	7,013	2,772,247	395	66	1,228	1,968	792	1,964	509	552
うち 和歌山県	社団	44	4,580	104	63	5	15	7	17	0	0
	財団	49	10,791	220	22	18	11	7	6	5	2
	計	93	15,371	165	40	23	26	14	23	5	2
合計	社団	4,137	1,419,222	343	75	896	1,452	542	1,380	261	180
	財団	5,320	3,255,585	612	69	1,485	2,637	666	1,308	416	582
	計	9,457	4,674,807	494	71	2,381	4,089	1,208	2,688	677	762

- 年間事業費が1千万円未満の法人が4分の1を占める
- 年間事業費が5億円を超える法人の大半が、地方公共団体から出資等の財政的援助や事業委託を受ける法人である

和歌山県における公益法人制度の概況③

③社員数規模別の公益社団法人数とその割合

	法人数	社員数	平均値	中央値	2~99	100~499	500~999	1000~4999	5000人以上
内閣府	808	845,401	1,046	148	313	295	72	101	27
都道府県	3,361	2,576,169	766	265	941	1,309	506	539	66
うち和歌山県	44	16,884	384	163	14	22	5	2	1
合計	4,169	3,421,570	821	240	1,254	1,604	578	640	93

④評議員数規模別の公益財団法人数とその割合

	法人数	評議員数	平均値	中央値	3~9	10~19	20~29	30~39	40~49	50人以上
内閣府	1,677	18,167	11	9	921	623	87	12	11	23
都道府県	3,715	36,983	10	8	2,394	1,099	118	37	25	42
うち和歌山県	50	490	10	9	29	19	1	0	1	0
合計	5,392	55,150	10	8	3,315	1,722	205	49	36	65

- 社員数が500人をこえる規模の社団法人が少なく、平均社員数が抑えられている
- 評議員数が20人をこえる財団法人が少ないが、平均値・中央値は内閣府・都道府県平均と比較して大きく変わらない

和歌山県における公益法人制度の概況④

④理事の数別の法人数

		法人数	理事数計	平均値	中央値	3～9人	10～19人	20～29人	30～39人	40～49人	50人以上
内閣府	社団	808	15,191	18.8	18	122	352	254	51	12	17
	財団	1,677	16,147	9.6	8	1,014	573	70	17	1	2
	計	2,485	31,338	12.6	10	1,136	925	324	68	13	19
都道府県	社団	3,361	65,639	19.5	15	455	1,956	456	171	103	220
	財団	3,715	34,460	9.3	8	2,431	1,108	132	36	4	4
	計	7,076	100,099	14.1	11	2,886	3,064	588	207	107	224
うち 和歌山県	社団	44	1,014	23.0	13	9	22	5	1	0	7
	財団	50	445	8.9	8	32	17	1	0	0	0
	計	94	1,459	15.5	10	41	39	6	1	0	7
合計	社団	4,169	80,830	19.4	15	577	2,308	710	222	115	237
	財団	5,392	50,607	9.4	8	3,445	1,681	202	53	5	6
	計	9,561	131,437	13.7	10	4,022	3,989	912	275	120	243

⑤常勤監事を設置している法人…該当なし

⑥会計監査人設置法人数………2法人

- 理事の数が20人を超える法人の割合が少ない

和歌山県における公益法人制度の概況⑤

⑦職員別の法人数

		法人数	職員数計	平均値	中央値	0人	1人	2～9人	10～49人	50～99人	100人以上
内閣府	社団	808	23,729	29.4	5	35	87	462	187	20	17
	財団	1,677	45,420	27.1	4	77	239	831	372	78	80
	計	2,485	69,149	27.8	4	112	326	1,293	559	98	97
都道府県	社団	3,361	51,617	15.4	4	152	398	1,991	681	72	67
	財団	3,715	146,490	39.4	6	259	416	1,521	949	256	314
	計	7,076	198,107	28.0	5	411	814	3,512	1,630	328	381
うち 和歌山県	社団	44	318	7.2	5	2	6	26	9	1	0
	財団	50	979	19.6	3	8	5	23	10	2	2
	計	94	1,297	13.8	3	10	11	49	19	3	2
合計	社団	4,169	75,346	18.1	5	187	485	2,453	868	92	84
	財団	5,392	191,910	35.6	5	336	655	2,352	1,321	334	394
	計	9,561	267,256	28.0	5	523	1,140	4,805	2,189	426	478

⑧常勤職員がいる法人数・・・79法人(85%)

- 職員を50人以上置く法人の割合は少なく、50人以上の法人の大半が地方公共団体から出資等の財政的援助や事業委託を受ける法人である
- 職員数が0～9人の法人が占める割合は内閣府・都道府県の値と大きく変わらない

和歌山県公益認定等審議会の概況①

①年度別の答申件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
移行認定	2	20	29	34	9	0	0	1	0	0	0	95
移行認可	0	1	32	74	24	1	0	0	0	0	0	132
公益認定	1	0	0	0	1	0	0	0	1	1	0	4
変更認定	0	0	0	0	1	3	2	2	4	4	1	17
変更認可	0	0	1	0	0	0	5	2	4	2	0	14

※H28年度の移行認定は不認定相当の答申

②年度別の指導・監督件数

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	合計
報告徴収	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	0	3
立入検査	0	2	1	0	17	30	14	19	21	26	28	158
うち再検査	0	0	0	0	0	1	4	2	3	3	0	13

- 認定取消・命令・勧告は事例なし
- H21～H29年度において1巡目の立入検査を実施、H30年度から2巡目の立入検査を実施中
- 立入検査において事業実施状況・法人のガバナンス・財産管理等において重大な問題が見受けられた場合、是正が確認されるまで再検査を実施